



# 秋田県公報

告示  
特定計量器定期検査の実施(四四一・計量検定所)

## 目次

### 告 示

秋田県告示第四百四十一号  
計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第二十一条第二項の規定に基づき、公示する。  
平成十四年五月三十一日

一 検査を行う区域、対象となる特定計量器、期日、時間及び場所  
秋田県知事 寺田典城

検査区域	検査対象	検査期日	検査時間	検査場所
大森町	非自動ばかり及び分銅等	平成十四年七月二日	午前十時三十分から正午まで	大森町地域福祉センター
大雄村	非自動ばかり及び分銅等	平成十四年七月二日	午後二時から午後三時三十分まで	大雄村地域福祉センター
大森町	非自動ばかり及び分銅等	平成十四年七月二日	午前九時から	大森町コミュニティセンター

大曲市	横手市	山内村	雄物川町	平鹿町	増田町	十文字町
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
平成十四年七月二十四日	平成十四年七月十日	平成十四年七月九日	平成十四年七月四日	平成十四年七月四日	平成十四年七月三日	平成十四年七月三日
午後一時から正午まで	午後一時から午後四時まで	午後一時から午後四時まで	午後二時から午後四時まで	午前九時から正午まで	午後一時三十分から午後四時まで	午前十一時三十分まで
大曲仙北広域交流センター	横手市広域交流センター	山内村民体育館	雄物川町保健センター	平鹿町就業改善センター	増田町全天候型イベント広場	十文字町町立総合文化センター

		平成十四年 七月二十五日	午後四時まで
		午前九時から 正午まで	

- 二 特定計量器の所在の場所で行う検査の期日  
平成十四年七月二日から同月二十五日まで
- 三 特定計量器の所在の場所で検査を受けようとする者は、三日以上の受検希望期日  
を選定し、特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条  
第二項の規定により、申請すること。

発行者 秋 田 県  
 秋田市山王四丁目一番一号  
 購読料金 一月三千五百円

印刷者 印刷所

秋田株式会社  
 秋田市山王七丁目五番二十九号  
 電話(086)8766000  
 FAX(086)8766005  
 E-mail:matsubaransatsu.co.jp

